

禅詩の事  
 大隈宗信對談  
 前島の川柳  
 中野五三郎の書  
 竹久鳳琴  
 但馬口五斗木  
 田中仙道の文仰

大隈宗信對談

七  
 七

特別  
 14  
 1919  
 68

○酒井雄三郎外圓の袴中一五五九し  
 其の意のあらうを此に後孫も同人の意  
 とするともあれ、この思ひつきのあつた、  
 ちと袂袖の葉もみむを好むるを講入よりし  
 いと流又袖士者あつた、所なる合巻の式を  
 ともき一程のなまら指をなすのむちる、  
 かなしく流りし如き、其のなまら指をなす  
 花婿花嫁の婿の的の指をなす、指しに  
 ちよまら、媒あつた、双方のあつた、  
 ちよまら、媒あつた、双方のあつた、  
 ちよまら、媒あつた、双方のあつた、

の自記の署名を終ゆれりと一冊巻の言をうたへた  
まゝに始む板向にがらゝのり條をひき  
糸久の記念とてうてあむい

○おらゝも此に揮毫とてうてあむい  
此のあむい人のまゝにうてあむい  
此の揮毫とてうてあむい  
開くをうてあむい  
さるゝをうてあむい  
らゝをうてあむい  
のまゝにうてあむい  
記すゝ萌えしとて青純とてうてあむい

青純

の言をうてあむい  
あむい

支那もあむい  
うてあむい  
はせしむあむい  
心もあむい  
我國の丸の鉢とてあむい  
白紙もあむい  
あむい

○あむい  
あむい

御をなやせり念をうまら流す車の流るを能く  
王のおもひ御をうまら流す車の流るを能く  
を叫ぶ装束をきりてうまら流す車の流るを能く  
のちをひきまひりてうまら流す車の流るを能く  
又あつのをきりてうまら流す車の流るを能く  
不律いひ候ふことをあつてうまら流す車の流るを能く

○皇孫の御名を裕仁御孫を連宮と  
しやうのち書の康誥のまふ  
乃由裕民惟文王之敬忌乃裕民曰我惟有  
及則余一人以懌王曰封奕惟民迪吉  
康我時其惟殷先哲王德用康又民作

東條貞整

亦、新今氏周、通不通、不通則周、設在、厥  
并、

とあるは、據つて御命文あるを九比と云ふ事也  
御名を造らむと三島車宮御孫ひあるは、  
しく此注の二六、亦、新今氏周、設在、厥

西園寺、新今氏周、設在、厥、  
てえ、御命文、式、の、田中、宮、おと、あ、中、心、を、  
田中の、儀、と、據、あ、て、風、采、の、揚、ら、る、の、レ、ナ、レ、  
ニ、エ、く、し、一、人、の、志、あ、ら、る、を、つ、て、ソ、レ、も、

の康誥を採つて御撰ひるまの比のむにせらるる文  
も御まじりあることとを精意に読み立てたりナ  
西に御まじりせんやあつり何んひあつりせんやあ  
けぬま一ツ採つて足やうと思ひ一併書行するに  
今文と古文とのまじり二あるを康誥と  
古文即ち御まじり書の方のしものちやとせりてを  
いしとまじりしたるあつり御のまじりあつり一と  
一に作らるる文と古文とのまじりあつり読み  
起しと康誥を今文とも古文ともあつりあつり  
後一御まじり書の中復れ一と一の物をと採  
ちしと御まじり書の中復れ一と一の物をと採

康誥

中二あつりナレバ又とせり誰んことせりて  
兄とアレハ東京宮内省の三島教吉やと  
系の子を御まじり書の中と採らるる御まじり  
〇まじりあつり五月の御まじり書の中と採らるる  
めちりあつり御まじり書の中と採らるる御まじり  
く精意の御まじり書の中と採らるる御まじり  
を義家の御まじり書の中と採らるる御まじり  
あつり御まじり書の中と採らるる御まじり  
あつり御まじり書の中と採らるる御まじり  
あつり御まじり書の中と採らるる御まじり



○有栖川宮家ひしき五世職仁親王とて一母  
仁親王(七世詔仁親王を陰まき)八世職仁親  
王九世熾仁親王まひ代に職の付つる名を以  
まねたところふれよ職の付つる名を以て  
まねたところ思ひいふも之いひのむ今を  
言と音と文とけけけを思ひいふも之いひの  
た、まねた高言高らと威にとる乗とせとん荒  
を取つら職にとる乗とせとん今後文の  
字の付つる名を以て代に職の  
の用ひる名を以て代に職の  
の用ひる名を以て代に職の  
の用ひる名を以て代に職の

東林院

○五世職仁親王の御長子を三仁親王と名乗  
らせんとす御長子を三仁親王と名乗  
用ひる名を以て代に職の  
○坊間、東海、分間、待園、五帖を獲てこれに  
元禄十一年八月の出版に作多を述べて道印の  
御と世尊川共兵衛即ち師宣の下巻を刻して  
この世尊川、同書の一かきと著者とす、余道印  
の因心、平海、色、五十三次の道法、分間、五帖、而  
而この京村付、馬次、家、並、名、石、山、海、島、  
徹、御、長、子、院、令、板、の、法、書、を、書、何、其、友、河、也、  
法、書、の、法、師、云、持、圓、計、り、て、通、達、の、願、因、也

ていざがきむし國を風俗を野らうとすべし記を  
以高位の心慮中土者の女をまゝらうとす(明徳)向を  
自向をくしむるはさうとめんと巧事を授んす  
云々とある以上此書の内容を述べて置かざる

○武江年表は嘉永元年上あつて行る  
ころからすて元正十八年唐宮を嘉永元年  
とす嘉永元年の年表は嘉永元年  
行を授てしとめさうと出放さるる未だその書  
をえり能くしるしと記記古記をあらうとす  
由美山の我自利我害しやふ之を獲る者  
と江戸初田の里らふとす嘉永元年成通橋市左衛

練筆製

つとむひ明徳十一年七十の歳を過へて改て  
し(註)嘉永元年は改て嘉永元年とす(明徳)元年十二月  
に記しある

明徳元年三月の條とす(明徳)元年の書(雜記)  
徳と掲げしとす人の記(院)しを(明徳)もま  
きをんしを(明徳)し

太政官日誌	行在日誌	江城日誌	鎮守日誌
寺家方日誌	金川方日誌	鎮守方日誌	
市政日誌	即日日誌	寺家日誌	
寺家方職制	政體	中外新書	
中外編	内外新書	遠近新書	



新大旅法	日要新報	公私雜報
日々新報	江湖新報	西洋新報
外國新報	東洋日報	海得新報
復古新報	國語新報	漢國新報
開新新報	六合新報	博聞新報
公海新報	七九新報	神皇正統記新報
新報新報	北新新報	

此の書については既に述べた通りと漢文を主に行けば多  
 考の或るはたして修める多きものありしと直に味を  
 受く(三十甲子五月十二日あるまで)  
 ○此の書は太極拳の初歩のつとをそのから初めたる太極

東京  
 藤原  
 製

ぐさしおおつとそるべき陸の原なるものと肥  
 ら指図を直にたうる元わけあ人のたましひが望し  
 い孝陸の云ふことと右記の贈つべきを欲とせぬの  
 あこのあふまふをいふ想ふのひあるか切る困るの  
 と大砲の脇具の古しいのひ之れを思ふの如く  
 あらうしむしむと  
 ○後後を紙の折けし紙毛の地に紙かたり  
 折る紙かたりを折かし紙を油へんをせ  
 少川五兵衛(弘)の遺書とその遺族の就して  
 油かたりと断る毎さうしむ紙かたり(遺書)のた  
 とらうしむと断る毎さうしむ紙かたり(遺書)のた









ひさしともなき割地を誰の地を剩さうか地の大  
入さうかあつた

戦終ると一番目世御言太政切中兼山門三  
相二番目おきけ然る兼統大切六郎仙ひ  
ひのも陳不きまじり計もある

一番目為善も生能兼統ともなる四郎左門の  
預さる根を詰らぬ心あるの味方うなる人  
初元一の中を直うとまふ控めてあり獨り  
ひちうしとまふ此の一鞠の收鞠は物を連  
路をもくそめお思ふぬえ  
一番目おきけまじり計もある

東橋河原

富せなき酒井忠徳も國十の地を終能を  
控ぬが胸をまよふ心ひあるを國十のま  
権とゆとまうしとき黙河通の権を拵ぬ  
おろしと脚本ひあるワラだのうまよ  
まうそをるに從者いづ其の忠徳のまを  
おけつとぬ能ひあるとありわけ能ひの  
能拵ぬと四方ともいふまじり計もある  
ひさしともなき割地を誰の地を剩さうか  
入さうかあつた

まを師の伏屋の陳せよまじり計もある

とつとつとつ 秀洞初集のあの子は父を酒井の  
賢(片市)信能の代りをつとめたが代理文は  
あつたが此のとき矢張り入つたとき氣を採  
らば子もつとつとつとつとつとつとつとつとつ  
元令でもあつたがうきうき

其殿の家康七郎のつとつとつとつとつとつとつとつとつ  
多つとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ  
に大分の家康共の代りをつとめたが代理文は  
あつたが此のとき矢張り入つたとき氣を採  
らば子もつとつとつとつとつとつとつとつとつ  
元令でもあつたがうきうき

つとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ  
存中の名優と缺とを賞讃するといふ  
又何となく

五三桐南禅寺の坊主は信刻の坊主の子  
つとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ  
言ふにたゞもつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ  
の刻をたゞもつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ  
刻をたゞもつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ  
の代り大徳の坊主の子をたゞもつとつとつとつとつとつとつとつとつ  
つとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ

尚早一を以て  
 此の満つるの福を  
 何れをも成す  
 此の福を以て  
 此の福を以て  
 此の福を以て  
 此の福を以て  
 此の福を以て  
 此の福を以て  
 此の福を以て  
 此の福を以て  
 此の福を以て

せきも手代其兵衛(二)の次郎を(と菊  
 五郎を(一)の経(四)の親(三)を(一)に(二)に(三)  
 此一を以て花(三)を(一)に(二)に(三)に(四)に(五)  
 七(一)を(二)に(三)に(四)に(五)に(六)に(七)  
 八(一)を(二)に(三)に(四)に(五)に(六)に(七)  
 九(一)を(二)に(三)に(四)に(五)に(六)に(七)  
 十(一)を(二)に(三)に(四)に(五)に(六)に(七)  
 十一(一)を(二)に(三)に(四)に(五)に(六)に(七)  
 十二(一)を(二)に(三)に(四)に(五)に(六)に(七)  
 十三(一)を(二)に(三)に(四)に(五)に(六)に(七)  
 十四(一)を(二)に(三)に(四)に(五)に(六)に(七)  
 十五(一)を(二)に(三)に(四)に(五)に(六)に(七)







陶淵明恥為五斗米折腰

按次縣令掾百石月俸米拾五斛則日食  
伍斗故云爾伍斗當今伍升一合伍勺餘  
僅足以食陸梁口縱使不剛似何必惡之  
之例也

宛委餘編曰人之肥重安祿山稱三萬五千斤  
司馬係八千斤至孟業千斤極矣

祿山唐人也三萬五千斤古今稱同計今人之  
重以百斤為準祿山三人半之重司馬係  
孟業唐人也古稱八千斤古今二百二十七  
斤千斤當今二百九十六斤二人却在祿山

下

衡考之流也今才の懸びある者著作の体裁  
も律律のこまらざるは流るるもの故に  
とありしやを又よまらざる

○田中正造の流るるをよまらざるは著作の  
も死判決のつらさを覚てしむるも田中との傷  
の世に古銭を一枚の紙幣を出して判決も  
いふは流るるものであると余も甚くおぼし  
は左のやうにと云ふ面もき判決もある田中との  
も大伸も甚くおぼしめると云い流るるは  
仍も長いきけりぬらぬら大伸も出たは

法を以て之を伸べしとの流るるの處に放屁をせしむ  
 と同様であること清くもろくも其理を一見せしむる  
 奇を以て述べたを以てはがらへんしる御成儀を  
 清くもろくもろくも其理を一見せしむる

田中代議の判決文

前記に記したる田中代議士を係る官吏侮辱事  
 件の判決文は左の如し  
 判決 贖本

栃木縣安藤郡旗川村大字小中  
 平民農 田中正造

右に對する官吏侮辱被告事件管理を遂げ判  
 決すると左の如し

被告に對する第一、第二の公訴共に無罪、  
 差押の上野民報一枚は差出入に還付す

理由 第一被告は明治三十三年十一月廿八日前橋

地方裁判所刑事部公廷に於て野口春造外五名  
 兇徒聚衆及び治安警察法違犯稻村與市外四  
 十名兇徒聚衆川島民八外二名兇徒聚衆官吏  
 抗拒小野寅吉兇徒聚衆官吏侮辱被告事件に  
 付裁判長判事磯野衛、陪席判事宮島鈴吉、  
 同級月彦吉、補充判事三井久次、檢事小林  
 登志吉、裁判所書記中嶋高則判席の上公判  
 開廷ありたるに當り同公廷傍聴席前面に於  
 りて同日午前十一時過ぎ小林檢事の論告中  
 判檢事及書記に面したる儘兩手にて其の顔  
 を撫で普通より大なる咳嗽を爲し双手を高く  
 延べてア、アと大聲を發したるとは之れ  
 を認め得べきも被告が當時列席の判檢事書  
 記を侮辱するの意思を以て斯る行爲に出で  
 たると認め可き證據充分ならずとす  
 第二被告は同日正午頃休憩となり公廷を退  
 きて裁判所構内辯護士控所に入り前記野口  
 春造等に對する被告事件の辯護人たる辯護

東橋尾製

士七八名其他一二の者の居る場所に於て  
 午前中なしる檢事の論告に不満を懷き同  
 室内を歩きながら暗に小林檢事を指しアノ  
 野郎隨路を取たに違ひないイッソ己れは隨  
 路を取つたから斯う云ふ辯論をするとき  
 やれば好い人間としてアツな事云へる  
 ものではないと云ひたる事言并に同控所内  
 を歩みつゝ入口の處に至りたる際外方より對  
 ひ檢事の馬鹿野郎と一言大聲を發したる事  
 實は共に之れを認め得べきも前段の所爲を  
 付て該場所の何人も狼も出入するを得  
 ざる辯護士控所にして同事件に就て盡力せ  
 る辯護士に對し右の言葉述べたるに止り  
 其の他一二其の場所を居合せ其の言を聞  
 たる者ありと雖も之れ偶然の事に屬し事體  
 公然の演説と云ふを得べきも非ず後段  
 の所爲は確た單に一の言葉の發表にして演  
 説にあらざり且つ被告の意思は小林檢事を侮  
 辱するにありとすも戸外の聽者は此の一  
 言を依り小林檢事の職務に關し侮辱したる  
 との感想を起す足らざれば是れ又か罪と  
 ならず

明治三十四年五月廿九日前橋地方裁判所  
 刑事部  
 裁判長判事 西川 莊六印  
 判事 秋山 愛造印  
 判事 西郷 陽印  
 裁判所書記 佐野 哲彦印  
 原本に依り此の贖本を作成す  
 裁判所書記 佐野 哲彦印

流次田中なる言捕まはる  
 めたるおらひのいふはたせと  
 中へをさう同く此の言を  
 人やまの阿や坊サンを  
 りうくの藤をよま  
 田中もい酒もあやめ  
 まのい仙人のいふはたせ

以上の理由により第一、第二共刑事訴訟法  
 第二百三十六條、第二百二十四條に依り無  
 罪を宣渡すべく押收の新報紙は同法第二百  
 二條に依り差出入に還付すべしものとす  
 檢事馬渡義輔、檢事山口長信本件に干與す

唯は何んぞも思ふ事なれば其の國の昔の隱りたるに  
と過るのちトモスんと美人と見ては煩惱の起る  
字跡の入りしに思ふ事なれば其の國の昔の隱りたるに  
一にうきを思ふ事なれば其の國の昔の隱りたるに  
いしなり未だ其の事なれば其の國の昔の隱りたるに  
行人の困る事なれば其の國の昔の隱りたるに  
うきも思ふ事なれば其の國の昔の隱りたるに  
其の事なれば其の國の昔の隱りたるに  
この事なれば其の國の昔の隱りたるに  
と一文字

御書

○近き朝川吾国（其處の具この）の既書札

此を讀むと子細に其の事なれば其の國の昔の隱りたるに  
と今も其の事なれば其の國の昔の隱りたるに  
今も其の事なれば其の國の昔の隱りたるに  
と今も其の事なれば其の國の昔の隱りたるに  
と今も其の事なれば其の國の昔の隱りたるに

越之細布冠於海内、非止紡績之織、并其染色而直、余嘗以大塊氏囑、為創染者、願記、今举其全文、曰、守門願者、故北越人、貴清、為之願也、翁少有才思、好製染草、每晨暇、躡于邱陵、躡于林澤、相土壤、草木之宜、采徹以試染色、居十餘載、而素志遂大成矣、夫染有似花葉、有似荃實、有以根皮、有以土

壤亦各以其時月春暴練夏窰玄秋夏染之類是也而糸則異于此直終其質事其色源窺縑緞紫綠紺涅唯人求之為時不拘于法百無一差其老乎技可知也嘗聞京師之藍江戶之紫加加負之黑天下無復然之概而近歲越染不減三部新色巧鮮藉流布蓋翁之所致也前此越民善養務以織紡絲擗苧麻以造縑布並皆緻密潤澤勝毛絹蔭布其後饑歲仍縑染債太厲方織漸廢而民或破產不足以保妻孥矣翁夙夜覃思濟故以開染肆已而

東林堂製

太騰者復于舊染於外者湛于內於是紡績之利復振矣敗墮之家繼起矣易曰有孚寧如市以其鄰翁有為翁澤貴汲植村氏村折人以文政壬午十月十四沒享年八十四雖今二十餘載而民猶福歌其德賤顧弗諉也乃就其孫敏敬相謀請京師神祇官尊為貴法靈祚敝庶於守門山林嘉永元祀七月在辰廟成而祀之於年幹古者使人請祀于余余謂染皂之巧古未有成法今又創之名制者造利惠遠邇其古國之傳焉而越民亦



ありてのむと又方々にあつてをて果して奸にとなす  
 べき歎余の久しく寝む一室の家のことを奸とす  
 ともあるはつるにあらざるも清なる法に一種の法  
 ありてこれを以て奸にとなすことあるはつるに  
 う支那人の古きを以てしとて求むるにや  
 之の法はあつて一法を以て奸となす  
 ありてあるを奸となすものも又其の事法を以てし  
 うありてあらざらん今も寝むしむるが眠む  
 札記を以てし給ふも今も寝むと寝むと因づく  
 石のありてつるを寝むと寝むと論本を以て  
 條別するはあつた

東林堂製

(一) 王あると執物に士さう奸にあらざるを  
 あると志趣田下とあらざるを  
 大奸と志とあらざるを  
 (二) ある天下の要路にあつての法を以て奸となす  
 ことありて風俗を以てし民衆を生強し以  
 て社宗の徳を以てし其のあらざるを以て  
 ことありてあらざるを  
 (三) ある此事を法りてとて其の法を以て  
 ありて奸となすことありて  
 (四) ある其の法を以てし其の法を以て  
 ありて奸となすことありて



四 路のふもとにありて一と向くある松林に其の松  
の落つて倒るる日録を焚けと始給ふ  
と傳の書も焚く、いん奸計の暴行を起す  
、日のるる似るるをいふも日録ありと傳  
、痛之を記、常に奸悪をいふ好するもの  
ありとていふこと

五 亦石を置て置ぬと政柄を辞し是ありんを  
いふ代々の日のゆくをいふを傳す、い  
又奸計の暴行をいふをいふをいふをいふ  
卿の事いふをいふをいふをいふをいふ  
あるをいふし、いふをいふをいふをいふ

東  
本  
家

又をいふこといふこといふこといふこと  
いふこといふこといふこといふこと  
○ 作比の事、いふをいふをいふをいふ  
直る地あるをいふをいふをいふをいふ  
北の地あるをいふをいふをいふをいふ  
代官録、いふをいふをいふをいふをいふ  
唐黎之葬地とていふことあり又、此の地  
石像地、いふをいふをいふをいふをいふ  
いふをいふをいふをいふをいふをいふ  
○ 亦、いふをいふをいふをいふをいふ  
州府を載す、其の山、いふをいふをいふをいふ

行くより早くして此の遺跡を周りに記す事あるを録し  
此の跡を代す

初十日有雨色不顧取寒明雨霰道由寺向西門不見  
騎に至雨亦至五十里至步頭雨止騎去二里入山峯際  
水映水秀不奇異甚樂之一溪從東陽來勢甚急  
大若昔娥四顧無笈負奴背而涉深過於膝移渡  
一湖幾一時三里至山峯山峯為寒山拾得隱  
身地兩山迴曲志所謂八寸関也入関則四圍峭壁  
如城最後洞深數丈廣容數百人洞外左有西峯  
皆在半壁右有石笋突聳上齊石壁相去一線  
青松紫蕊紫菊莖於上恰与左出峯相若可称奇

東林堂製

絶出八寸関復上一坐巖亦左向來時仰望如一深  
及登其上明澈容數百人巖中一井曰仙人井淺而  
不可竭巖前一特石高數丈上岐立如兩人偕指為寒  
山拾得云入寺飯後雲陰潰散新月在天人在迴  
崖頂上對之清光溢壁

西家の真山拾得と云ふ所の脛中此の風景あり  
こゝは名画と云ふ能くす

○觀燈の事も要子の節を梵燈と云ふ事と云ふ  
後をいふは其の節と云ふ所の出るをいふ事又原  
文を知ると此の節をいふ事と云ふ事此後慧眼  
律師の伊呂波音訓傳に出る事と云ふ事



徑の教見たるは彌勒大士之を瑜珈師地論に  
述げ次之を多相論師之を顯揚對法の二論に  
傳の次之を二親論師之をその師なる必云論師  
う外道と論議して其けたるを遺恨し其を  
誦ふ如く死をみしとて其の師なるを其の  
論軌論式論心と名し其の方法を詳説せし  
まはるるも皆此に著し傳へし其の軌式論は  
論師出づるを名と大域統と傳へし其の道は  
其の道と五印なる中向の五教なる其の道は  
つゝ因と云つゝ其の論師が因明の正理門論

東洋書院製

一之と云し親綱を振ふる一重なる親規を其  
一三之の軌法を其の直似の破と云ふは其の  
其の因明の作法の如く其の因明の作法の  
と古因明と云い陳那の因明と云い其の  
法

支那の書物を其の唐の大なるとき三卷云其論師花  
三十七年貞觀十九年其書一因明の理備如  
て支那を行く人の如く其の書物を其の  
元興寺道昭論師の書して其の書物を其の  
其の年又唐して其の書物を其の書物を其の  
其の研延其の書物を其の書物を其の書物を其の

流り一子居た大凡其中の世々を世々の人  
と云ふこといふは

西洋のロジックと希臘のプラトニクス及ア  
リステオのプラトニクスとあるは、  
二十七年の馬基托王正歴山得流ら大兵を帥  
て印を攻め進み恒例なるをせしむるは  
の士を引見し書を著し之を本國の正歴  
度徳に改て正歴山得流ら大兵を帥  
得の師たるをば則ち彼のロジックとあ  
へども其の正歴山得流ら大兵を帥と  
印の國に流らざるは、  
然ることをいふは

東洋の流

因に、何れも 因に法を以て術とて  
所謂、其の中の一の法を以て術とて巧  
術の術なるを義を破後し自らの宗義を  
主し自快快化の義を以てする

因の三支 因の法、宗、因、論の三支

と云ふことあるは、  
と自らの宗義を以てするを、  
義を以てして、  
他、  
例、  
と云ふことあり、

は何々の故と正義の法を事象を指し  
ふたつ前と何々の故と何法を指し  
それ法を何と何とと自己の正義を指し  
と善しと法を何と何とと何と何と  
能く因る何々の故と何因と何と  
法の善あると何と何と何と何と  
正義の所以を何と何と何と何と  
何と何と何と何と何と何と何と何と  
略ぼり解し何と何と何と何と何と  
何と何と何と何と何と何と何と何と  
法を何と何と何と何と何と何と何と何と

東洋原典

現在の手を指るときは總て到物の法と義之  
の法を指す  
何と何との比較 何の何と何と何と  
何と何と何と何と何と何と何と何と  
又言を指し之を因何の何因と何と何と  
何因の何の法を指し何と何と何と何と  
之を指し何と何と何と何と何と何と何と何と  
何と何とは何と何と何と何と何と何と何と何と  
何と何と何と何と何と何と何と何と何と  
何と何と何と何と何と何と何と何と何と  
何と何と何と何と何と何と何と何と何と

因因て非宗義ざる者ハ  
 郷宗義 志宗義 志宗義  
 故宗義 二 郷宗義 原宗義 志宗義 志宗義  
 因因の倫を論じ、術を獨り自ら其理を文に  
 論じて、順自述にして、他の論あるに當りて、自己  
 の義を主張し、成りたる論議の如く、非ざるの文  
 理、術と云ふものも、論理術と云ふものあり、あり  
 あり、己即ち口にして、自己の論を述べ、悟得の  
 論、又ありと云ふ

真宗義を誠宗義のちるる  
 似宗義て非宗義ざる者  
 真宗義を誠宗義のちるる

# 機

居衣切音幾說文主發謂之機大學其機如此註發動所由疏闕機也動於近成於遠又星名博雅斗星三為機又氣運之變化曰機莊子天運篇意者有機誠而不得已耶至樂篇萬物皆出於機皆入於機又機械巧術也莊子天地篇有機械者必有機事有機事者必有機心又天機天真也莊子大宗師篇嗜慾深者天機淺又韻會要也會也密也書臯陶謨一日二日萬幾疏作機又木名山海經單狐之山多機木正韻作堅溪切音雞非

𠄎  
𠄎

# 昂


五岡切音印說文舉也楚辭遠遊服偃蹇而低昂兮又楚辭卜居寧昂昂昂若干里之駒乎註昂々馬行貌又類篇日升也日明也又集韻魚向切音仰昂々君之德也韻會通作印仰

昂  
昂

仰語兩切音荷舉首望也易繫辭仰以觀于天文詩小雅或棲遲偃仰又心慕曰企仰又以尊命卑曰仰今公家文移上行下用仰字釋文五剛反亦作印



○按集韻印本仰字省文又楚辭卜居寧昂々若干里之駒乎詩大雅顛々印々韓詩外傳作盎々則与昂盎並通矣古大字多假借未可盡从

 華岳

# 盈

滿器也從皿乃臣錯等曰乃古乎切益多之義也古者以買物多得為乃故從乃以成反段注滿者謂人滿宁之如潢下云滿弩之滿水部溢下云器滿也則謂器中已滿滿下云盈溢也則兼滿之已滿而言許書之精嚴如此 博雅滿也充也

博雅

易豐象天地盈虛與時消息 詩齊風雞既鳴矣朝既盈矣 左傳彼竭我盈故克之 禮：運月三五而盈三五而闕又祭義樂主其盈注猶溢也 又揚氏方言魏盈怒也燕之外郊朝鮮冽水之間凡言呵叱者謂之魏盈 又國名山海經大荒南有盈民之國 又州名唐書地理志諸蠻有盈州 又姓晉欒盈之後 又古通作羸正韻盈縮過曰不及曰縮 史記蔡澤傳進退盈縮天官書作盈縮古詩盈々樓

上女注盈同羸容也 又叶與章切音陽張籍祭韓  
愈詩新亭成未登閑在莊西廂書札與詩文重疊  
我笥盈



以下全て  
白紙

以心學十四年方五月  
中院

王孫子人

